

函館地方裁判所委員会（第38回）及び函館家庭裁判所委員会（第38回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

令和2年1月23日（木）午後3時00分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

地裁委員 阿部司，尾形光栄，佐々木学，佐藤祐介，中川祐介，弘末和也，布施雄士

家裁委員 岩山勝則，神林真里，工藤千香，澤村洋子，清野真理，高久佳也，三國富美子，百合拡泰

兼務委員 齊木教朗，秋間俊一

説明者 函館地裁事務局総務課長奥田一也

庶務 函館地裁事務局総務課長奥田一也，同総務課課長補佐板倉照美，函館家裁事務局総務課庶務係長松藤篤

4 議題

裁判所における安全確保（危害行為対策を中心として）

5 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 「裁判員裁判の運営と裁判所における広報活動について」に関する取組状況（前回委員会で委員からの助言を受けての取組状況の説明）

(3) 裁判所説明「裁判所における安全確保（危害行為対策を中心として）」

ア 裁判所における危害行為の発生状況

イ 危険の察知と情報共有の重要性

ウ 当庁における訓練等（逃走事故訓練を含む。）

(4) 意見交換

別紙のとおり

(5) 次回委員会について

ア 地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会の合同開催

イ 日 時 令和2年6月15日（月）午後3時

ウ テーマ 裁判手続等のIT化について

以 上

別紙 意見交換の概要

「裁判所における安全確保（危害行為対策を中心として）」

（委員長）

今回のテーマについての御意見や御質問があれば伺いたい。

（委員）

ナイフを法廷内に持ち込んだという他庁の事例の説明があったが、そもそもそのようなことが可能であるとは思っていなかった。当該事例においては、所持品検査を実施していなかったのか。

（委員長）

当該事例において、実際に所持品検査を実施していたかについては把握していない。現在では、例えば、保釈中の被告人が出廷するような場面では所持品検査を行うことが多くなっている。

（委員）

金属探知機等は使用していないのか。

（委員長）

大規模庁では、空港で使用しているようなゲート式の金属探知機を常時使用しているところもある。なお、先ほど「裁判所における危害行為の発生状況」の中で御説明した事例のうち、東京家裁の事例は、庁舎玄関入口付近、すなわち金属探知機によるチェックを受ける前に発生した事案である。

（委員）

東京や札幌などの大規模庁では、常時、正面玄関にゲート式の金属探知機が設置してあり、そこを通らなければ入庁できないことになっている。この入庁時の検査は、保釈中の被告人であるとか、裁判当事者であるとかの立場を問わず、一律に実施されている。

一方、小規模庁等、ごく一部の大規模庁を除くほとんどの裁判所では、庁舎入口に金属探知機を設置して、入庁時検査を実施するようなことは行われていないと思われる。同様に、裁判に出頭した保釈中の被告人についても、当然に入庁時の検査が行われているわけではない。法廷への入廷時についても、以前であれば、全く検査されていなかったことが多かった。過去においては、裁判所に刃物を持ち込むようなことはないという信頼を前提にしていたのか、現在のように保釈中の被告人に金属探知機による所持品検査を受けさせている光景を見たことはない。しかし、先ほど御説明された平成29年の仙台の事例を契機として、現在は

裁判所の対応も変化し、小規模庁等においても、保釈中の被告人に対して、入庁時又は入廷時に金属探知機による所持品検査を実施していると思われる。

仙台の事例の発生後、同様の事例が立て続けに発生し、比較的最近になってからこれらの大きな変化が生じていることもあり、今回のテーマは、現時点において深く検討すべきテーマであると感じる。

(委員)

かなり以前からそうなっているものと思っていたので、現実の状況を知って驚いている。

入庁時の検査も大規模庁のみであることを初めて知ったが、予算上の制約などを考慮すれば、やむを得ないことも理解できる。

被告人に対する金属探知機による検査は、現在は実施されているということによいか。

(裁判所説明者)

現在は、保釈中あるいは在宅起訴の被告人に対して、事案に応じながら、入庁時又は入廷前に金属探知機を使用した所持品検査、身体検査等を実施している。探知機に反応した所持品については、公判期日が終了するまで預かって保管する扱いとしている。

(委員)

家裁の事件における当事者の接触防止について、裁判所がどのような配慮をしているのかについてお伺いしたい。

(裁判所説明者)

警備の都合上、個別具体的な説明は差し控えさせていただきたいが、当事者間の対立が激しいような場合などは、事案に応じてきめ細かい配慮を行っている。

(委員)

刑事裁判を傍聴した経験がある職員から聞いた話だが、「暴力団員の刑事事件で、暴力団関係者らしき傍聴人がいたが、金属探知機による検査や鞆の中身を確認するような所持品検査を行っていないため、何かあったらどうしようと不安になった」と言っていた。

すべての裁判所で入庁時の所持品検査を行うことは難しいと説明していただいたが、例えば事案によって、警備会社から機器等を借りることなどの検討はできないのか。

(裁判所説明者)

警備事案においては、まずは関係者から情報を収集し、裁判体において具体的な危険性を判断した上で、そのレベルに応じた警備体制を立案することとなる。危険性が高ければ、警察官の派遣要請をして法廷内に待機してもらうことなどもある。また、傍聴人等に対しても

棒状の金属探知機やゲート式の金属探知機を使用した所持品検査を行うことがあり、警備会社の警備員に検査作業を依頼する場合もある。このような現状に加えて、御提案いただいたように民間の警備会社を更に活用する選択肢もあり得ると思われる。

(委員長)

可能であれば、委員の皆様が所属している組織における危害行為やクレーム処理の実例及び対策などを御紹介いただきたい。

(委員)

私の職場に勤務している事務員は全員女性である。過去に危害行為ではないが身の危険を感じる事例があったため、現在は防犯体制を改善している。具体的には、複数台の防犯ブザーを建物内に設置したほか、催涙スプレーと防犯ブザーを携帯するようになった。

(委員)

裁判所庁舎内で加害者と被害者が直接顔を合わせなければならないのか。もし顔を合わせなくてもよいのであれば、別室で加害者と被害者を分けて裁判などができるのか、お伺いしたい。

(委員長)

当事者が直接顔を会わせることなく、裁判手続を進めることが可能な場合もある。刑事裁判であれば遮蔽やビデオリンクを利用する場合がある。民事や家事裁判手続で深刻に憂慮すべきケースであれば、それぞれの当事者を別の日時に呼び出すことなどもある。ただし、民事や家事裁判手続も刑事裁判も、相手の言い分を聞いて十分に反論できる手続を保障することが原則なので、基本は双方が対面し公開の場で行うものである。先ほど述べたような手続は、対面・公開の場で行うことについて相当なリスクが存在する場合のみ行われる例外的な手続である。

(委員)

加害者と被害者は、その場所で戦っているわけであるため、気持ち的にはどちらもすごいものがあるのではないかと思うし、そこで何か起きてても不思議ではないという気がする。

(委員)

私の職場でも、年に何件かはカウンター越しに大声を出されて、結果的に警察官の派遣要請を行うケースがある。窓口を担当する職員はまったくの丸腰であるが、その部署の管理職員等が複数人で対応し、その管理職員の経験値に基づいて、警察への派遣要請の可否などの判断をしている。

また、別室に御案内して、なるべく興奮させないように対応する場合もあるが、これらの情報は職員間で共有することを心掛けている。

(委員)

私の職場では、危害行為の発生はないが、盗難事例の発生はあった。通常では考えられない方法の窃盗であったが、警察と協議し、感知ブザーや監視カメラの増設などの対策を施した。

その他、クレーム対応面では、窓口においておかしな言動をした方の情報を職員間で共有したり、窓口に設置してある監視カメラの映像を奥の部屋でチェックしながら窓口の状況を常に把握するなどの対策を施している。

(委員)

私の職場でも出入口等のセキュリティカード導入などの動きもある。ただし、こちらもすべての場所に適用することは難しい状況である。

(委員)

身の危険を感じる場面が多いものの、セキュリティ対策に関する予算をなかなか割けない状況であり、いつも迷いながら対策を決定している。1対1では対応しない、防犯ブザーを携行するなどを実施している。

(委員)

私も危険を感じる相手とは複数の職員で会うようにしている。

(委員)

私の職場では、建物内に24時間監視カメラが作動しており、外部からの来客は受付を通らずにはその先には進めないようになっている。また、深夜からはセキュリティ会社の警備が入る体制となっている。

裁判所の現状をお聞きしたいが、裁判の関係者同士の接触が法に触れる行為となり罰せられる可能性があることについての告知はどのようにされているのか。また、インターネット上での不当な攻撃等についての対応状況がどのようにになっているかを教えていただきたい。

(委員長)

基本的には、裁判関係者同士が接触したことのみをもって罰せられることはない。ただし、DV事件で保護命令が発令されており、これに違反して接近禁止命令の対象となっている裁判関係者に接触した場合は、懲役刑や罰金刑などの制裁を受けることがある。

裁判所におけるSNS等への対応状況としては、まず、庁舎内では静止画撮影も動画撮影

も全面的に禁止されており、この旨の周知文書を庁舎内の各所に掲示している。当然のことながら、実際の裁判や調停などを撮影した映像等をSNS等により配信することもできないこととなっている。なお、撮影していることを見つけた場合は当該映像データを消去してもらうことになる。

(委員)

私の職場では、複数の相談窓口を用意しているが、相談中に感情を露わにする方もいる。危害行為発生を予防するための対策としては、周りの職員による監視や連携が有用である。例えば、個室での相談を行わなければならない場合には、周りの職員から数分おきに個室を訪問してもらったり、内線電話をかけてもらったりして、相談担当者の安全を確保するように努めている。

(委員)

対応に苦慮するような相談者などもいて、実際に事務員が恐怖を感じたような事例も存在したため、現在では出入口を完全に施錠した上でインターホンによる対応をして、関係者以外は事務室に入室させないこととしている。

(委員)

現在、多くの学校では、日中も完全に施錠されている。学校を狙った事件などが大きく報道されてからは、基本的には児童や生徒が学校にいる間は施錠することとしている。施錠中は保護者でも自由に校舎内に入ることはできない。

また、ほとんどの学校では夜間は機械警備がなされている。職員向けの危機管理訓練なども実施している。

(委員)

かつて私の職場に対して不満を持った人が勝手に玄関から入ってきて大声を出して暴れたことがあってからは、必ず受付を通らなければ職場内には入れないなど、セキュリティを高めるようになった。

ところで、先ほど「危害行為が発生した場合に、地域住民への周知が一つの課題だ」との説明があったが、早急な周知は本当に大切だと思われる。

二、三年前に函館で発生した身柄拘束中の少年の逃走事件では、報道された時には、タクシーを利用して、最初の場所からかなりの距離を逃走していた。あのケースも早期に周知されていれば、タクシーに乗車したことも早期に把握でき、早期に発見することが可能だったのではないかと思う。

地域住民への早期周知といった観点からは、函館市が行っている安心・安全情報のメール配信などを活用してはどうか。これによる情報の掲載はかなり迅速であり、市の担当者と連絡が取れているのであれば、依頼後すぐに掲載されると思われる。掲載後の注目度も高く、マスコミも民間もチェックしているため、瞬時に拡散する効果も期待できると思われる。

(委員)

自分の知る限りでは、私の職場では危害行為が発生したことはない。ただし、声を荒げたり、大きな声を出してなかなか引かない方もいらっしゃるが、そのような方へは1人では対応せずに、必ず複数で対応している。それでも納得していただけない場合は別室に御案内してそこで説得することとなる。

以 上